

## Q&A よくいただくご質問

### ●受講の方法について

Q1. 申し込みは先着順ですか？

A1. 先着順ではありません。したがって、急いで申し込んでいただく必要はありません。期限までにお申し込みいただければ大丈夫です。ただし、定員を超えた場合はランダムで抽選を行うことがあります。

Q2. 希望する講習の抽選に外れた場合、2次募集は実施されますか？

A2. 申し訳ありませんが、2次募集等を行っておりません。

Q3. 受講対象者であることをどこで確認できますか？

A3. 以下の文部科学省のウェブサイトで確認できます。

<解説>教員免許更新制のしくみ>4. 免許状更新講習の受講対象者  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/08051422/004.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/004.htm)

Q4. 全領域ではなく、特定の領域のみ（たとえば必修領域のみ等）を受講することは可能ですか？

A4. 可能です。

### ●受講の可・不可について

Q5. 現在、学校の先生として働いていませんが、受講できますか？

A5. 基本的に受講できません。この制度は現職の先生方の受講を念頭に置いているためです。しかし本学ではできる限り門戸を広げるため、①各都道府県教育委員会で講師登録をしていただき、『申込書』にて当該教育委員会に証明を受けていただくか、②前勤務校に証明を受けていただくか、いずれかで受講可能としています。ただし、申し込まれた講習で抽選が行われる場合は、現職の先生（および幼稚園教諭の免許状を有する認可保育所の保育士）を優先させていただくことになります。

Q6. これから学校で先生として働く予定はありませんが、免許状の更新だけはしたいと考えています。受講は可能ですか？

A6. 受講できません。Q&A5のとおり、講師登録等を行っていただくか、前勤務校に証明をいただくことが最低限の条件となります。

## ●有効期間の満了の日（修了確認期限）について

（前提）

- ・教員免許状には、以下の2つがあります

①新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状）

有効期間は所要資格を得てから10年後の年度末とされ、「有効期間の満了の日」として授与された免許状自体に記載されています。

②旧免許状（平成21年3月31日以前に初めて授与された免許状）

有効期間はありますが、有効な状態で所持することができる期間として「修了確認期限」があり、原則として生年月日で定められています。

※平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を所持している場合、生年月日ではなく、授与された年月日によって修了確認期限が定められています。

- ・講習の受講は、「有効期間の満了の日（①）」もしくは「修了確認期限（②）」の2年2ヶ月前から行う必要があることが共通です

### Q7. 有効期間の満了の日（修了確認期限）は、どこで確認できますか？

A7. 旧免許状所持者の場合、修了確認期限は以下の文部科学省ウェブサイトで確認できます。

- ・＜解説＞教員免許更新制のしくみ＞3. 免許状の有効期間（修了確認期限）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/08051422/003.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/003.htm)

新免許状の場合、授与された免許状自体に有効期間の満了日が記載されています。

なお、育休等で有効期間の満了の日（修了確認期限）を延長された方は、そのことに伴って更新講習の受講期間も後ろ倒しされていることにご注意ください。本講習は法令上、有効期間の満了の日（修了確認期限）の2年2ヶ月前から受講することになっているため、それより前に受講されても、免許状の更新に意味を持ちません。

また、以下のツールを用いると、有効期間（又は修了確認期限）を簡単に確認することができます。

- ・教員免許更新制 > 教員免許状の有効期間確認ツールについて～更新時期確認の御参考に～

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm)

### Q8. 有効期間満了の日（修了確認期限）までに講習を受けなかったため、免許状が失効しています。それでも受講できますか？

A8. Q&A5 の条件を満たしていただければ、受講可能です。ただし、その後改めて免許状の授与を申請する手続き等は、ご自身で行っていただくことになります。

## ●講習当日について

**Q9. Zoom**での参加がうまくできるか不安です。

A9. 当日までに、何度かテストの機会を設けさせていただきます。よろしければそちらに参加ください。

**Q10. リアルタイムの講習**について、欠席・遅刻・早退することはできますか？

A10. できません。この制度は時間数が履修（修了）認定のための主要な要素になっているためです。

**Q11. 履修（修了）認定試験に不合格の場合、再試験は受けられますか？**

A11. 再試験は実施しておりません。

## ●身体に障がいをもつ場合の配慮について

**Q12. 身体に障がいをもつ場合の配慮**はありますか？

A12. 最大限の配慮をいたします。設備の面から十分な対応が可能かどうか検討させていただきますので、予めご連絡いただけますと幸いです。

## ●講習終了後のことについて

**Q13. 履修（修了）証明書**はいつ頃発送されますか？

A13. 9月下旬に発送予定です。万が一10月に入ってもお手もとに届かなければ、恐縮ですがご連絡ください。

**Q14. 履修（修了）証明書**を紛失しました。再発行できますか？

A14. 再発行いたしますので、ご用命ください。

## ●他大学におけるオンライン講習について

以下の、「通信・放送・インターネット等」の一覧でご確認ください。

- ・令和3年度 免許状更新講習の認定一覧（令和3年4月現在）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/004/1412470\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/1412470_00002.htm)

【例】

たとえば以下のような開設者は、「通信・放送・インターネット等」による講習運営について、多くの実績をお持ちです。

①e ラーニング教員免許状更新講習推進機構 (KAGAC)

<https://www.el-kyouinsaiyou.jp/>

②桜美林大学 教員免許状更新講習

<https://www.obirin.ac.jp/kyomen/>

## ●その他，参考となるウェブサイト

本制度の基礎的な理解に資するウェブサイトを，以下のとおりご紹介します。

・教員免許更新制 Q&A (文部科学省)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/001/1315348.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1315348.htm)